

大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業 企画提案公募仕様書

1 事業名

大阪府立江之子島文化芸術創造センター魅力発信事業

2 事業目的・概要

大阪府立江之子島文化芸術創造センター（以下、enoco という。）では、大阪府が所蔵する美術作品「大阪府20世紀美術コレクション」（以下「所蔵美術作品」という。）の管理・活用を行うとともに、その所蔵美術作品を活用した企画展や付随したイベントのほか、ワークショップの開催、ワンストップ相談窓口の開設等、様々な事業を行っている。また、enoco は、貸館事業を行っており、貸館利用者による展覧会等のイベントが実施されている。

本事業にて設置するデジタルサイネージにおいて、enoco の施設紹介や enoco でのイベント等の情報、本事業で制作するコンテンツ等を放映することにより、施設の情報発信の強化を図るとともに、施設の魅力を効果的に発信することを目的とし、本事業を行う。

【enoco 及び enoco が設置されている江之子島地区について】

enoco が設置されている江之子島地区は、明治7年（1874 年）に、重厚な西洋建築で「江之子島政府」と呼ばれる名所であった大阪府庁舎が建てられるほか、木津川対岸には外国人が暮らす川口居住地区が設けられるなど、西洋文化の薫り漂う近代大阪の中心地であった。大正 15 年（1926 年）に大手前に行政機能が移転した後は、大阪府工業奨励館、産業技術総合研究所として利用され、60 年の長きにわたり大阪産業界の発展に寄与してきた。

その後、江之子島地区に隣接して、美術館や科学館などが集積する中之島西部の文化ゾーンと安治川左岸の現代アート活動地域が生まれたこと等を鑑み、江之子島地区は文化的な機能の導入がふさわしい地域と目されるようになった。

そこで、地区の歴史性や文化性を踏まえた活用を図ることを目的として、大阪府は敷地内で唯一残る戦前の建物である旧工業奨励館附属工業会館（現在の enoco）の保存活用を柱の一つに平成 24 年（2012 年）にこの地区のまちづくりを行った。

enoco は、上述のまちづくりの一環として、貴重な戦前期のモダニズム建築物を生かす形で、文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資することを目的に設置された施設である。このため、enoco は、単に歴史ある建築物を保全する施設ではなく、施設内では様々な事業を実施しており、それらに関する情報の発信や施設そのものの魅力について効果的な発信に取り組む必要がある。

（参考）

enoco Web サイト

<https://www.enokojima-art.jp/>

3 履行期間

令和7年8月中旬から令和8年2月 27 日（金曜日）まで

4 委託金額の上限額

33,809,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容と提案を求める事項

本事業では、次の(1)～(3)の業務を実施することとし、「提案を求める事項」に記載の、その効果的な実施内容等について、提案を求めるものである。

事業の実施にあたっては、enoco指定管理者等と相互に連携し、効果の最大化を図りつつ、大阪府と各業務の具体的な内容を十分に協議した上で、実施していくこと。

(1) デジタルサイネージの設置に係る企画調整

enoco の設置されている江之子島地区の歴史的背景や文化性、戦前期のモダニズム建築としての enoco の建物の特徴及び enoco が文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資することを目的として設置された施設であることに留意し、enoco の情報発信の強化を図るとともに、施設の魅力を効果的に発信するという目的に沿うよう、業務全体のコンセプトを設定すること。また、そのコンセプトに基づき、効果的な広報発信ツールとなるよう、設置するデジタルサイネージについて企画すること。あわせて、それらの実施に係る一切の調整を行うこと。

■概要

enoco 敷地内の大阪府が指定する区域において、デジタルサイネージを設置し、コンテンツが放映可能となるよう配信設備の設定や電気工事を行うこと。

■想定している使用方法について

○設置区域

enoco 敷地南東に設置されているゴミ庫東側を設置区域(別添資料1「設置想定場所」参照)とし、敷地に面している道路の通行人から視認できるように大阪府と協議の上、設置場所を確定させること。

なお、enoco の雨水排水系統、給排水衛生設備、ガス設備、及び電気設備等の情報については、別添資料2「大阪府立江之子島文化芸術創造センター 竣工図」(別途、開示申込を行った者のみに開示)にて、確認を行うこと。

○放映時間について

enoco の開館中は、基本的に放映を行う予定である。

・休館日：毎週月曜日、年末年始(毎年12月29日から1月3日)

・開館時間：10時00分から21時00分

■筐体の作成及び設置について

○筐体のデザイン

江之子島地区の歴史的背景や文化性、戦前期のモダニズム建築としての enoco の建物の特徴及び enoco の設置目的を踏まえ、enoco やその周辺と調和した形で筐体をデザインすること。

なお、通行人や施設利用者の安全に配慮したデザインとなるように留意すること。

○筐体の仕様

- ・ディスプレイが適切な視認位置となるよう、掲示板型やキャビネット型等のディスプレイを取付するための筐体を製作すること。ただし、既製品が条件を満たす場合は、その利用を妨げるものではない。
- ・素材については、耐久性を確保するために、金属を用いる等の工夫を行うこと。
- ・ディスプレイを含めた完成物の高さが4m未満となるように製作を行うこと。
- ・屋外に設置することを考慮し、防塵・防水性能を有した加工・設計すること。また、特に再生装置部分について、盗難防止用の措置を施すこと。

- ・日中の連続使用を問題なく行えるよう、冷却ファンの取付や熱対策を施した再生装置の設置等を行うこと。
- ・筐体本体に大阪府より指示のあった文字情報を掲示すること。掲示手法については、筐体本体に刻印する等の工夫を行い、耐久性の高い方法にて掲示を行うようにすること。なお、文字情報の内容や掲示場所については、大阪府と協議の上、決定する。

○筐体の設置

- ・設置場所の地盤の調査を事前に行った後、構造計算を行い、筐体が倒壊しないように適切に地面に固定すること。
- ・地中の掘り起しを行う際に、地下に給排水設備・ガス設備等の既存設備が設置されていた場合は、大阪府と協議の上、設置場所の再検討を含め、その設備に支障を及ぼさないような手法をとること。
- ・万が一、地中の既存設備を破損等した場合、その設備の原状復帰を行うこととし、これに係る一切の費用については、本事業の委託料の中から対応を行うこと。
- ・地中の掘り起し後は、アスファルト及び車中止めの原状復帰を行うこと。なお、地面の舗装については、大阪府と協議の上、筐体のデザインに合うような形でアスファルト舗装以外の手法を用いてもよいものとする。
- ・筐体の設置に伴い、設置場所付近の防犯カメラの設置位置の変更を大阪府が求めた場合、大阪府と協議の上、対応を行うこと。
- ・作業にあたり、設置区域横の敷地内道路を可能な限り車両が出入りできるよう対応を行うこと。
- ・筐体の設置作業にあたっては、関係法令等を遵守し、適切な体制の構築や届出等の業務を行うこと。

■画面仕様

ディスプレイの画面仕様については、下記の項目を満たすものとする。

○ディスプレイ種別

カラー表示ができるものとし、LED ディスプレイにて作成を行うこと。また、マルチディスプレイにて対応することも可能とする。

○画面サイズ

7～8㎡程度のもので、16:9 の比率の動画に適した画面比率となるようにすること。

○ディスプレイの輝度

日中に屋外にて使用することを考慮し、ディスプレイの輝度は最高輝度 5,000cd 以上を目安とした値とすること。

また、夜間の点灯も行うことから、自動的に光度調節がなされるようなものであることが望ましい。

○解像度

ピッチ数 4mm 以下程度とし、視認距離を考慮した適切な解像度とすること。

■電気工事について

○電源の確保

- ・電源の容量を考慮し、施設内の分電盤等から電源を確保すること。万が一、既存の容量ではサイネージの電源を確保できない場合は、電源を増設する等の対応を行うこととし、これにかかる費用は本事業の委託料に含めること。
- ・壁に穴をあける場合は、壁内部の配線や鉄筋などを損傷しないように、事前に X 線検査を行い、大阪府と協議の上、作業を行うこと。
- ・電源工事にあたっては、関係法令等を遵守し、適切な体制の構築や届出等の業務を行うこと。

○子メーターの設置

- ・子メーターを設置し、デジタルサイネージの放映に伴う電気使用量が把握できるようにすること。
- ・子メーターの設置場所について、本事業受注後に、大阪府と協議の上、決定することとする。

■配信設備について

○配信方法の条件

- ・配信設定（放映コンテンツの選択・差し替えやコンテンツの切り替え間隔の設定等）が、enoco 1階執務室内で行えるよう、配信設定用システムを導入したパソコンを調達する等により再生装置等の機器を一式用意すること。なお、その機器は大阪府に納品することとする。
- ・上述のパソコンの利用料・手数料等が設置後に発生しないようにすること。
- ・デジタルサイネージ側へ配信内容を送信する方式については、有線 LAN・無線 Wi-Fi 等、その手法は問わないが、利用料及び更新手数料等が設置後に発生しないようにすること。
- ・なお、ケーブルを用いて機器を接続する場合は、施設既存のネットワークの使用や配線場所に関して、大阪府と協議の上、対応すること。

○配信設定用システムの内容

- ・放映コンテンツの選択・差し替えやコンテンツの切り替え間隔の設定を行えるようにすること。
- ・enoco 執務室内において、デジタルサイネージ側への送信状況・プレビュー画面・ディスプレイ側の受信状況等が確認できるようにすること。
- ・開館曜日・時間を設定し、休館の間は放映しない等の放映時間に係る設定ができるようにすること。

○使用マニュアル

- ・配信設備について、マニュアル等を作成し、容易に配信設備を使用できるようにすること。
- ・また、説明の機会を1回以上は設け、大阪府及び enoco 指定管理者へ使用方法を伝達すること。

■設置調整について

デジタルサイネージは、10月下旬頃を目安に設置できるよう調整を行うこと。ただし、不可抗力によること、又は正当な理由があるときは、受注者は、すみやかにその事由を示して、発注者に工期の延長を求めることができることとし、大阪府は、協議の上、これを認めることがある。

■保証について

○保証期間

デジタルサイネージ（筐体・配信設備含む）の保証期間については、5年以上の期間を設けること。
なお、納入物の無償保証期間が5年を満たしておらず、有償の保証に加入し本条件を満たす場合、その有償の保証に係る費用は本事業の委託料に含めることとし、受け渡し前に事前加入の手続き及び費用の支払いを行うこと。

○保証の内容

デジタルサイネージ（筐体・通信設備含む）に不具合・故障が生じている場合の部品の交換や機器・システムのメンテナンスの一切の対応を行うこと。

※天災、その他の不可抗力が原因である不具合・故障については、別途協議することとする。

なお、対応については、原則2週間程度で行うこととし、2週間を超えることがやむを得ないと判断した際は、大阪府と協議の上、可能な限り迅速に対応すること。

※保証期間終了後の部品の交換に係る対応体制についても事前に大阪府に提示すること。

○保証に関する資料

保証内容・時期が明記された資料について、大阪府へ提出を行うこと。

■図面の作成について

○公共広告物設置届の提出に係るもの

公共広告物の設置に係る届出の申請に際して必要となる図面等について、当該申請基準に合致した内容で図面を作成し、届出申請の対応を行うこと。なお、届出が不要な場合も図面の作成を行うこと。

【作成を要する図面】

・付近見取り図 ・平面図 ・立面図 ・意匠図 ・構造図 等

○電気設備関連

別添資料2「大阪府立江之子島文化芸術創造センター 竣工図」の電気設備図面に対応する形で、本事業にて変更・増設したものが分かるような形で、電気設備の図面を作成すること。

提案を求める事項 I

- 業務全体のコンセプトを示すとともに、デジタルサイネージの筐体のデザインについて提案してください。
- デジタルサイネージの筐体について、周囲の通行人や施設利用者の安全性を確保し、倒壊等が発生しないよう対策された仕様（形状・寸法・素材等）及び設置方法を明示してください。
- デジタルサイネージのディスプレイについて、仕様を提案してください。
- 配信設備について、どのような機器・システムを用いるかを提案するとともに、そのシステムの使用方法について、明示してください。

(2) 動画コンテンツの制作

■概要

enocoの認知度向上・魅力向上に資する動画コンテンツを制作し、納品すること。

■作成するコンテンツの内訳

①施設の紹介動画

【内容】

大阪府やenocoから提供する情報をもとに、enoco の実施事業や貸館事業等のenocoの認知度向上に資する内容とし、ドローン等を用いた建物の全景や貸館事業の概要、実施イベント等の紹介などから構成した施設の PR を目的としたもの。

※コンテンツ内容は、大阪府と十分な協議の上、決定すること。なお、認知度向上に資する内容として、enoco周辺の府立施設との連携等について、コンテンツ内容に含めるよう、求める場合がある。

【動画の本数・長さ】

原則、4 本とし、15～30 秒程度/本

②施設の魅力となる動画

【内容】

物体が動画内で何らかの動き・動作をするものとし、コンテンツ自体が施設の魅力の一つとなるようなもの。物体には 3DCG (3 Dimensional Computer Graphics) を活用し、多くの通行人の目にとまるようなコンテンツとすること。なお、施設が文化創造拠点であることを踏まえた内容とすること。

※物体については、生物・建築物・機械・単なる無機物等の指定は行わない。

(例)「大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやん」がお絵描きをする動画。

【動画の長さ】

原則、1 本とし、15～30 秒程度/本

■動画制作における留意事項

○音声・字幕について

- ・本事業で設置するデジタルサイネージにはスピーカーを設置しないことから、音声がなくとも内容がわかるものとする。
- ・本事業で設置するデジタルサイネージ以外では、音声も含めて使用することがあるため、ナレーション BGM、効果音等も効果的に利用すること。なお、視覚的に訴求可能で効果的な場合は、この限りではない。
- ・コンテンツの視聴者には外国人も想定し、多言語に対応するなどの工夫を行うこと。なお、テロップや字幕等を挿入する場合は、日本語に加えて、少なくとも英語字幕も挿入する等の対応を行うこと。

○規格

- ・テレビやパソコンといったデジタルサイネージ以外の他の媒体でも使用することを想定し、動画サイズや解像度を大阪府と協議の上、決定すること。

○制作にあたる調整

- ・制作にあたっては、絵コンテや企画書を用いて大阪府に説明し、進捗に合わせて、大阪府と協議の上、制作方針を決定すること。

○納品

- ・制作した動画データは MP4 形式で納品することとし、USB メモリ により納品すること。なお、事前に納品媒体のウイルスチェックを確実にすること。

提案を求める事項 2

○施設の紹介動画について、施設の貸館事業の促進をメインとした形で、その他の enoco の事業等にも触れ、認知度向上に資する内容とし、その構成や撮影手法、アピールポイントについて、絵コンテや図等を用いて、提案してください。また、設置場所の状況や基本的な視聴者が通行人であることに留意し、提案してください。

なお、提案書作成にあたり、enoco Web サイト内の画像素材等について、使用してよいものとします。

○施設の魅力となる動画について、タイトル(コンセプト)・動画の提案理由・動画の長さ(尺)及びストーリー構成・アピールポイントを絵コンテや図を用いて、具体的に提案してください。なお、提案内容のうち、施設が文化創造拠点であることを踏まえたものについては、その旨を明示してください。

(3) 広報システムの制作

■概要

本事業で制作するデジタルサイネージで、enoco や enoco の貸館利用者が実施するイベント等の情報を放映できる、広報システムを制作すること。

現在、enoco でのイベント等の告知は、主にポスター配架やポスター掲示・enoco HP、SNS での情報発信により行っていることを踏まえ、既存の広報媒体で使用しているデータ(ポスター等のデータ)を活用することで、容易にデジタルサイネージで放映可能な「広報コンテンツ」が作成できるシステムとすること。

■制作するシステムについて

- ・ポスターデータやポスター作成時に使用する写真・絵・ロゴ等のデータを挿入すれば、レイアウト等を設定し、体裁をなして広報コンテンツとして表示されるようなものとする。
- ・なお、完成した広報コンテンツが JPEG 形式・MP4 形式にて出力する機能も有したものとする。
- ・施設では複数のイベントが同時期に開催されることから、情報の切り替え機能やその切り替え時間を設定する機能を設ける等の工夫を行うこと。
- ・製作ではなく、既製品を納品することも可能とする。ただし、既製品の場合は使用にあたり、各種手数料や利用料等を大阪府が支払う必要がないようにすること。

■システムの納品方法

- ・施設職員が容易に使用できる PC アプリケーションとして作成し、施設の執務室内のパソコンで操作、管理が行えるようにすること。なお、対応させる OS 等については、大阪府と協議の上、決定することとする。
- ・システムを使用できるパソコンを増設・切り替えできるよう USB メモリにより納品すること。
また、(1)で定めた配信設備に PC アプリケーションを導入することが望ましい。
- ・システム利用料・手数料等の支払いが発生しないよう、必要に応じて手続き・支払いを行うこと。

■使用マニュアル等について

- ・広報コンテンツの使用方法について、マニュアル等を作成し、容易に配信設備を使用できるようにすること。
- ・また、説明の機会を1回以上は設け、大阪府及び enoco 指定管理者へ使用方法を伝達すること。

提案を求める事項 3

- 広報システムについて、システムの具体的な機能を提案してください。また、そのシステムにより制作した広報コンテンツのイメージ図・動画を示すとともに、得られる効果について記載してください。
- 既存の広報媒体(ポスター等のデータ)を用いた、広報コンテンツの作成方法について、その手順を具体的に記載してください。

(4) 業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

各業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築すること。

【留意事項】

- デジタルサイネージの設置にあたっては、関係法令等にて定められた資格を有したものを配置する等、適切な体制を構築すること。
- デジタルサイネージ(配信設備含む)や広報コンテンツの保証の対応について、その対応に係る体制を構築すること。
- 同種又は類似業務(デジタルサイネージの設置業務や動画コンテンツ・広報システムの制作業務)の実績がある場合は、過去(令和2年4月1日以降)の実績について示すこと。

提案を求める事項 4

- 業務の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。
- 業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールを提案してください。
- 令和2年4月1日以降、本事業の公示日までに履行した同種又は類似の業務(デジタルサイネージの設置業務や動画コンテンツ・広報システムの制作業務)の実績がある場合には、その詳細が分かる資料を別途提出してください(様式自由)。

《留意事項(共通)》

- 大阪府との協議にあたっては、大阪府が十分にその内容を検討できるよう、ラフ画、イメージ図、表等を用いて、わかりやすく、その内容を提示すること。提示内容に対して、大阪府は、内容の変更や追加・修正を求めることがあるので、真摯に対応すること。
- 大阪府からの指示に基づき、府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等の関係機関と連携し、事業効果を高められるよう取り組むこと。

6 成果物の納入とその時期

本事業の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。紙媒体1部及び電子データを納入すること。
なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

成 果 物	内 容	納入時期
①業務実施計画書	業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を事業実施計画としてまとめたもの	契約締結日後14日以内
②業務実績報告書	業務の実施経過、実施結果をまとめた報告書	令和8年2月 20 日（金曜日）
③業務完了報告書	業務を完了したことが記載されたもの	令和8年2月 27 日（金曜日）
④収支精算書	業務の収支精算書に支出額の内訳書を添付	令和8年2月 27 日（金曜日）

7 委託業務の一般原則

- (1) 委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、事業の実施にあたり、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。
- (3) 委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

8 権利義務の帰属

(1) 成果品の帰属等

- ・本事業の実施により得られた成果品、情報、物品等については、全て大阪府に帰属する。
- ・成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページや SNS アカウント等において掲載する。

(2) 著作権及び個人情報の保護等について

- ・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、大阪府に帰属するとともに、事業終了後においても大阪府が自由に無償で利用できるものとする。
- ・委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、展示作品のキャプション等、本事業の成果物で使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権、商標権などの権利関係の処理・調整については委託事業者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託事業者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

9 経費の取扱い

- (1) 委託事業者は本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (2) 本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費を賄ってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。
- (3) 大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (4) 委託事業者は業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。なお、経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

10 その他

- (1) 委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (3) 大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (4) 全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- (5) 個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。
　　「同特記事項第8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置」
　　業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。
- (6) 委託事業者は、契約締結後、定期的に業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること。日常的な報告に加え、毎月10日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。（報告様式は別途協議）
- (7) 委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (8) 大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (9) 紛争が起きた場合、委託事業者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。
- (10) 業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (11) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。